

平成27年度

3月補正予算の概要

(通常分)

八代市

平成27年度3月補正予算（通常分）

（単位：千円）

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	前年同期比
一 般 会 計 （ 第 9 号 ）	59,828,376	2,156,842	61,985,218	9.4%
特 別 会 計	36,859,384	654,137	37,513,521	△ 3.1%
国民健康保険（第3号）	20,643,629	530,437	21,174,066	13.7%
介護保険（第4号）	13,644,939	121,076	13,766,015	1.1%
簡易水道事業（第2号）	344,007	0	344,007	△ 15.3%
診療所（第3号）	78,071	2,624	80,695	0.9%
そ の 他	2,148,738	0	2,148,738	△ 64.2%
企 業 会 計	7,315,008	0	7,315,008	339.4%
合 計	104,002,768	2,810,979	106,813,747	10.0%

一般会計事項別明細

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	14,074,967		14,074,967
2 地 方 譲 与 税	468,800		468,800
3 利 子 割 交 付 金	18,500		18,500
4 配 当 割 交 付 金	44,000		44,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,900		23,900
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,100,000		2,100,000
7 ゴルフ場利用税交付金	7,000		7,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	42,000		42,000
9 地 方 特 例 交 付 金	39,000		39,000
10 地 方 交 付 税	17,074,283		17,074,283
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	23,000		23,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	885,023		885,023
13 使 用 料 及 び 手 数 料	784,244	480	784,724
14 国 庫 支 出 金	9,341,906	932,179	10,274,085
15 県 支 出 金	5,331,663	689,488	6,021,151
16 財 産 収 入	87,749		87,749
17 寄 附 金	44,940	14,000	58,940
18 繰 入 金	156,752		156,752
19 繰 越 金	1,202,802	368,711	1,571,513
20 諸 収 入	930,647	5,684	936,331
21 市 債	7,147,200	146,300	7,293,500
歳 入 合 計	59,828,376	2,156,842	61,985,218

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	439,647		439,647
2 総 務 費	5,273,337	372,356	5,645,693
3 民 生 費	22,056,078	860,481	22,916,559
4 衛 生 費	4,698,433	133,700	4,832,133
5 農 林 水 産 業 費	4,001,608	667,770	4,669,378
6 商 工 費	1,673,347	32,783	1,706,130
7 土 木 費	5,939,835	47,895	5,987,730
8 消 防 費	2,315,838		2,315,838
9 教 育 費	6,084,600	27,857	6,112,457
10 災 害 復 旧 費	579,140		579,140
11 公 債 費	6,694,521		6,694,521
12 諸 支 出 金	51,992	14,000	65,992
13 予 備 費	20,000		20,000
歳 出 合 計	59,828,376	2,156,842	61,985,218

一般会計補正予算

(単位：千円)

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源									
【総務費】	372,356	<p>ふるさと納税事業（財政課） 3,098</p> <p>寄附総額の増額に伴い、ふるさと納税業務委託が不足するため補正を行うもの。</p> <p>(補正後額) (補正前額) (補正額) 5,798千円 - 2,700千円 = 3,098千円</p> <p>繰越明許費 H27.8.25発生の「台風15号」による肥薩おれんじ鉄道の災害復旧に係る経費であるが、本格復旧工事の一部について、被災箇所数が多く、年度内完了が困難であることが判明し、肥薩おれんじ鉄道（株）の予算の繰越が示されたことから、本市の補助についても繰越を行うもの。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>並 行 在 来 線 経 営 分 離 対 策 事 業</td> <td>1,756</td> </tr> </tbody> </table> <p>【緊急強化対策】自治体情報セキュリティ強化対策事業 31,745 国庫支出金 15,150 (情報政策課) (1/2) 市債 15,100 (100%)</p> <p>《※国の1次補正》 自治体情報セキュリティ対策経費 ①マイナンバー系ネットワークの徹底分離 (インターネット接続系の分割など) ②端末からの情報持ち出し不可 ③二要素認証の導入(指紋読取)</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 治 体 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 強 化 対 策 事 業</td> <td>31,745</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活交通確保維持事業（企画政策課） 180,892 県支出金 20,900 地方バス路線維持費補助金 (定額) 運行系統：24系統（産交バス(株)23系統、(株)麻生交通1系統) ①生活交通路線維持費補助：47,041千円(3系統) ②地方バス運行等特別対策補助：133,851千円(19→21系統)</p> <p>市税還付金事業（納税課） 24,000</p> <p>主に法人市民税において高額の前払金が生じたことから、市税等還付金の不足が見込まれるため補正を行うもの。</p> <p>(補正後額) (補正前額) (補正額) 74,000千円 - 50,000千円 = 24,000千円</p> <p>国県支出金等返還金事業（会計課） 106,973 諸収入 5,684</p> <p>過年度の国県支出金等の精算に伴い超過交付分を返還するもの。 ＜主なもの＞ 生活保護費等国庫負担金：67,860千円 臨時福祉給付金給付事業国庫補助金：26,242千円 熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業県補助金：5,684千円 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金：3,252千円 保育緊急確保事業費国庫補助金：2,802千円 等33件 計 116,973千円</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 116,973千円 - 10,000千円 = 106,973千円</p>	事 項	限 度 額	並 行 在 来 線 経 営 分 離 対 策 事 業	1,756	事 項	限 度 額	自 治 体 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 強 化 対 策 事 業	31,745		
事 項	限 度 額											
並 行 在 来 線 経 営 分 離 対 策 事 業	1,756											
事 項	限 度 額											
自 治 体 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 強 化 対 策 事 業	31,745											

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源				
		<p>【緊急強化対策】番号制度導入事業（市民課） 22,011</p> <p>《※国の1次補正》 「マイナンバーカードの発行等に要する経費」について、国の補正予算が可決され、マイナンバー関連事務の委任に係る市町村交付金の再算定がなされたため、補正するもの。</p> <p>事務委任先： 地方公共団体情報システム機構 当初： 45,693千円 変更： 67,704千円 補正額： 22,011千円</p>	<p>国庫支出金 (10/10) 22,011</p>				
		<p>選挙管理委員会事務事業（選挙管理委員会事務局） 3,637</p> <p>公職選挙法の改正（表示登録制度の見直し：転入届を届け出て3ヶ月経過し、登録要件を満たした後に、名簿への登録が行われる前に転出した者について、直近の登録日に転出したことを表示して登録する）に伴い、既存のシステム改修を行うもの。</p> <p><内訳> ・選挙人名簿システム改修： 648千円 ・投票管理システム改修： 2,989千円</p>	<p>県支出金 (1/2) 1,818</p>				
【民生費】	860,481	<p>国民健康保険特別会計繰出金事業（国保ねんきん課） 62,739</p> <p>基準内繰出金の不足額を補てんするもの。 ・基盤安定分：59,939千円 ・出産育児金分：2,800千円</p> <p>介護保険特別会計繰出金事業（長寿支援課） 15,538</p> <p>平成28年8月からの介護保険制度改正に伴い、システム等の改修に係る費用、及び、居宅介護サービス給付費分について一般会計より繰出しするもの。</p> <p>障害福祉サービス給付事業（障がい者支援課） 17,349</p> <p>就労継続支援A型などの整備がすすんだことによるサービス利用件数が増加したことから、不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 2,390,781千円 - 2,373,432千円 = 17,349千円 (19,810件) (19,320件) (490件)</p> <p>【経済対策】臨時福祉給付金給付事業（臨時福祉給付金室） 617,411</p> <p>《※国の1次補正》 平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことから、所得の低い方への負担の影響に鑑み、平成26年度から引き続き臨時福祉給付金を支給する。平成28年度は3つの区分により、支給する。</p> <p>①低所得の高齢者向けの給付金 ②低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金 ③平成28年度簡素な給付金 ※②③はH28当初要求</p> <p>対象者：平成27年度の簡素な給付措置の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となるもの 給付額：30千円</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨 時 福 祉 給 付 金 給 付 事 業</td> <td>617,411</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	臨 時 福 祉 給 付 金 給 付 事 業	617,411	<p>国庫支出金 (1/2) 28,098 県支出金 (3/4・1/4) 16,857</p> <p>国庫支出金 (1/2) 8,674 県支出金 (1/4) 4,337</p> <p>国庫支出金 (10/10) 617,411</p>
事 項	限 度 額						
臨 時 福 祉 給 付 金 給 付 事 業	617,411						

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源				
		<p>児童扶養手当事業（こども未来課） 13,870</p> <p>手当額改定及び過年度現況届提出による追給が増加したことから、不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 763,367千円 - 749,497千円 = 13,870千円</p> <p>【手当額の改定】※H27.4分より 全部支給 41,020円 → 42,000円 (+980円) 一部支給 41,010円～9,680円 → 41,990円～9,910円 (+230～970円)</p> <p>【追給分】5,158千円 (13名)</p>	<p>国庫支出金 (1/3) 4,623</p>				
		<p>私立保育所保育委託事業（こども未来課） 57,677</p> <p>保育単価の改正により、一人あたりの保育単価が増加したことから、不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 4,431,636千円 - 4,373,959千円 = 57,677千円 (92,042円) (90,843円) (1,199円)</p> <p>※括弧内は保育単価</p>	<p>国庫支出金 (1/2) 28,838 県支出金 (1/4) 14,419</p>				
		<p>保育所関係事務事業（こども未来課） 897</p> <p>子ども子育て支援制度改正に伴うシステム改修経費</p>	<p>国庫支出金 (1/2) 448</p>				
		<p>生活保護費給付事業（生活支援課） 75,000</p> <p>生活保護世帯数の増加に加え、介護扶助、医療扶助一件あたりの単価の伸び、及び、施設事務費の単価改正による増額の影響により生活保護費が増加したことから、不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 2,836,379千円 - 2,761,379千円 = 75,000千円</p> <p>※介護扶助一件あたりの単価 : 16,588円 → 18,715円 (+ 2,127円) ※医療扶助一件あたりの単価 : 87,905円 → 93,403円 (+ 5,498円) ※施設事務費の単価 : 188,491円 → 200,823円 (+12,332円)</p>	<p>国庫支出金 (3/4) 56,250</p>				
【衛生費】	133,700	<p>繰越明許費</p> <p>昨年7月にパトリア千丁の空調機本体が老朽化により故障した。夏場までの修復のため早急な改修工事を要し、9月補正において概算設計で27,000千円の予算を計上した。その後、詳細な設計の後、入札を2月5日に実施。2月8日に契約金額（税込26,244千円）が決定したが、受注生産のため、納期が工事発注から約3か月を要することが判明したことにより、年度内の完了が見込めず、やむを得ず繰越を行うもの。</p> <p>工事請負費 16,510千円 【完了予定時期】 平成28年7月31日</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千丁地域福祉保健センター管理運営事業</td> <td>16,510</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	千丁地域福祉保健センター管理運営事業	16,510	
事 項	限 度 額						
千丁地域福祉保健センター管理運営事業	16,510						

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源				
		<p>環境センター建設事業（環境センター建設課） 133,700</p> <p>環境センター建設に伴い、エネルギー回収推進施設において、高圧蒸気を用いて発電し、それを売電して運営費の財源とすることを計画しているが、九州電力の変電所（古閑変電所）から環境センターまで、特別高圧配電線の引込工事が必要となるため、その工事費について負担金を九州電力に支払うもの。</p> <p>九電工事負担金：133,700千円</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環 境 セ ン タ ー 建 設 事 業</td> <td>133,700</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	環 境 セ ン タ ー 建 設 事 業	133,700	<p>国庫支出金 (1/3) 44,566</p> <p>市債 (95%) 84,600</p>
事 項	限 度 額						
環 境 セ ン タ ー 建 設 事 業	133,700						
【農林水産業費】	667,770	<p>【経済対策】担い手確保・経営強化支援事業（農林水産政策課） 798,257</p> <p>《※国の1次補正》</p> <p>「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、力強く持続可能な農業構造を実現するため、意欲ある農業者の経営発展を促進する取組を支援するもの。</p> <p>融資主体型補助事業補助金 （補助率：1/2以内 配分上限額 個人：1,500万円、法人：3,000万円）</p> <p>適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区において、売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手が融資機関からの融資を受け、農業用機械・施設等を導入する際、融資残について補助するもの。</p> <p>対象地区：12地区・134経営体 日奈久（5）・金剛（5）・平和（2）・ 太田郷・宮地（2）・八千把（2）・ 松高（13）・郡築（22）・昭和（7）・ 千丁（8）・鏡（67）・東陽（1）</p> <p>補助額：790,986千円</p> <p>追加的信用供与事業補助金 （補助率：保証対象融資額×1/15）</p> <p>融資の円滑化を図るため、融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対し補助するもの。</p> <p>対象地区：4地区・14経営体 郡築（1）・千丁（5）・鏡（7）・東陽（1）</p> <p>補助額：7,271千円</p> <p>【経済対策】フードバレー事業（創生加速化） 18,731</p> <p>（フードバレー推進課）</p> <p>《※国の1次補正》</p> <p>国の補正に伴い「地方創生加速化交付金」の活用事業として実施するもの。</p> <p>6次産業化推進アドバイザー委託：3,340千円 国内流通アドバイザー委託：2,300千円 八代産農林水産物等PR補助金：5,000千円 八代フェア旅費：775千円 台湾における八代フェア開催事業委託：3,600千円、 海外流通アドバイザー委託：1,600千円、 【新規】海外バイヤー招へい事業：1,366千円、 農水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金：750千円</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フ ー ド バ レ ー 事 業 （ 創 生 加 速 化 ）</td> <td>18,731</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	フ ー ド バ レ ー 事 業 （ 創 生 加 速 化 ）	18,731	<p>県支出金 (10/10) 798,257</p> <p>国庫支出金 (10/10) 18,731</p>
事 項	限 度 額						
フ ー ド バ レ ー 事 業 （ 創 生 加 速 化 ）	18,731						

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源						
		<p>農業基盤整備促進事業（農地整備課） △ 213,649</p> <p>本事業について、国における農地中間管理機構との連携強化方針により、当初予定していた地区で農地中間管理事業における重点実施地区においては、新たに創設された事業での申請により実施が可能になったものの、それ以外の地区については採択が見送られたことから、このような地区での事業費を減額補正するもの。</p> <p style="text-align:center">補正後額 補正前額 補正額 133,501千円 - 347,150千円 = △213,649千円</p>	<p>県支出金 (定額・ 50%・ 15%) 市債 (90%)</p> <p style="text-align:right">△ 167,100 △41,900</p>						
		<p>県営土地改良事業負担金事業（農地整備課） △ 75,354</p> <p>県営土地改良事業について、新たに国のTPP関連補正予算が成立したことに伴い、該当地区の割当額が確定したことから、負担金の執行予定額の残を減額補正するもの。</p> <p style="text-align:center">補正後額 補正前額 補正額 116,058千円 - 191,412千円 = △75,354千円</p>	<p>市債 (90%)</p> <p style="text-align:right">△ 65,600</p>						
		<p>【経済対策】県営土地改良事業負担金事業（TPP関連） 140,100 （農地整備課）</p> <p>《※国の1次補正》 県営土地改良事業について、新たに国のTPP関連補正予算が成立したことに伴い、該当する事業の実施に必要な負担金について補正するもの。</p> <p>県営事業負担金 排水対策特別事業：38,500千円 基幹水利施設ストックマネジメント事業：28,000千円 経営体育成基盤整備事業：73,600千円</p>	<p>市債 (100%)</p> <p style="text-align:right">140,100</p>						
		<p>道整備交付金事業（水産林務課） △ 315</p> <p>土量計算システム使用料：△315千円</p> <p>※平成27年度当初に導入予定であったが、熊本県林道設計基準の見直し等に対応するため、システム改修の調整に相当の期間を要したことから、平成27年度内に導入することが困難となり、減額するもの。 また、債務負担行為についても限度額の廃止を行い、平成28年度当初に改めて計上することとする。</p> <p>【債務負担行為の廃止】 単位：千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 量 計 算 シ ス テ ム リ ー ス 経 費</td> <td>平成28～31年度</td> <td style="text-align:right">1,260</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	期 間	限 度 額	土 量 計 算 シ ス テ ム リ ー ス 経 費	平成28～31年度	1,260	
事 項	期 間	限 度 額							
土 量 計 算 シ ス テ ム リ ー ス 経 費	平成28～31年度	1,260							
		<p>繰越明許費</p> <p>林道岩奥南川内線において、舗装を計画している施工区間の一部において、既設法面にクラックが発見されたため、このまま舗装を実施すると、被災する危険性が高いため、クラックの経過観測や復旧工法等の調査・検討に不測の日数を要したため。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 整 備 交 付 金 事 業</td> <td style="text-align:right">9,506</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	道 整 備 交 付 金 事 業	9,506			
事 項	限 度 額								
道 整 備 交 付 金 事 業	9,506								
		<p>繰越明許費</p> <p>山のみち地域づくり交付金事業で実施している林道菊池人吉線（矢部泉区間）の山都町施行区間について、工事の工程上、繰り越して実施することとなり、八代市の負担金についても工事完了確認後に支払うこととなったこと、また、林業専用道菖蒲谷線開設事業については、必要となる用地の承諾に不測の日数を要したことなどにより年度内完成が見込めなくなった。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 内 一 円 林 道 新 設 改 良 事 業</td> <td style="text-align:right">10,970</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	市 内 一 円 林 道 新 設 改 良 事 業	10,970			
事 項	限 度 額								
市 内 一 円 林 道 新 設 改 良 事 業	10,970								

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																		
		<p>繰越明許費 本事業は、大船漁港の機能保全工事に先立ち機能保全の方針を検討するものであるが、施設の重要度や利用形態について検討するにあたり、関係機関との協議・調整に不測の期間を要したため。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業</td> <td>11,881</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		水産物供給基盤機能保全事業	11,881											
【繰越明許費】		単位：千円																			
事 項	限 度 額																				
水産物供給基盤機能保全事業	11,881																				
【商工費】	32,783	<p>【経済対策】日本DMO活性化事業（創生加速化）（観光振興課） ≪※国の1次補正≫ 国の補正に伴い「地方創生加速化交付金」の活用事業として実施するもの。 （事業内容） 「一般社団法人 DMOやつしろ」を設立し、その機能強化を図るために必要な、設立支援事業及び機能強化支援事業を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ①専門的な人材の確保 : 8,000千円 (1名) ②専門スタッフの確保 : 9,000千円 (2名) ③DMO認知度向上事業 : 1,200千円 (1名) ④DMO認知度向上事業 : 1,000千円 関連団体、市民向け講演会等、ポスター等作成経費 ・機能強化支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ①専門的人材育成 : 1,900千円 旅行業務取扱者等取得、おもてなし研修、中国語教室等開催 ②旅行業事業所登録経費 : 1,700千円 (第3種旅行業を予定) ③DMOやつしろ戦略計画策定、マーケティング経費 : 5,400千円 ④インバウンド対策事業 : 3,928千円 動画制作、新規旅行商品開発、海外観光展出展経費 (プロモーション) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本DMO活性化事業（創生加速化）</td> <td>32,128</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		日本DMO活性化事業（創生加速化）	32,128		32,128 国庫支出金 (10/10) 32,128									
【繰越明許費】		単位：千円																			
事 項	限 度 額																				
日本DMO活性化事業（創生加速化）	32,128																				
		<p>【経済対策】県南広域観光連携推進事業（創生加速化）（観光振興課） ≪※国の1次補正≫ 国の補正に伴い「地方創生加速化交付金」の活用事業として実施するもの。 （事業内容） 県南15市町村で実施する「くまもと県南広域観光連携事業」に対し負担金を支出するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県南広域観光連携推進会議負担金 : 655千円 （負担金積算：均等割225千円・人口割256千円・宿泊客割174千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県南広域観光連携推進事業（創生加速化）</td> <td>655</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>繰越明許費 東陽交流センター「せせらぎ」温泉タンク増設工事については、本年度に新規設置する木質バイオマスボイラーの運転容量を加味して設置する予定であった。しかし、当該ボイラーの機器仕様の確定が遅れたことに加え、タンクの仕様を再計算したところ、工事発注からタンクの納期に期間（約2か月）を要することが判明したことなどにより、年度内完了が困難であることが判明したため繰越を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 9,083千円 (未契約) <p>【完了予定時期】平成28年8月下旬</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東陽交流センター「せせらぎ」・「菜摘館」管理運営事業</td> <td>9,083</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		県南広域観光連携推進事業（創生加速化）	655		【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		東陽交流センター「せせらぎ」・「菜摘館」管理運営事業	9,083		655 国庫支出金 (10/10) 655
【繰越明許費】		単位：千円																			
事 項	限 度 額																				
県南広域観光連携推進事業（創生加速化）	655																				
【繰越明許費】		単位：千円																			
事 項	限 度 額																				
東陽交流センター「せせらぎ」・「菜摘館」管理運営事業	9,083																				

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																
【土木費】	47,895	<p>【経済対策】道路維持事業（土木課） 49,593</p> <p>《※国の1次補正》 国の補正に伴い、坂本地区・泉地区の災害防除工事に係る経費について補正するもの。</p> <p>委託料 : 6,000千円（測量設計委託） 工事請負費：43,593千円 （坂本）枳ノ俣線、（泉）和小路～平線ほか1路線</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 維 持 事 業</td> <td>49,593</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	道 路 維 持 事 業	49,593	<p>国庫支出金 23,976 (5.5/10) 市債 19,600 (100%)</p>												
事 項	限 度 額																		
道 路 維 持 事 業	49,593																		
		<p>【経済対策】八代港県営事業負担金事業（国際港湾振興課） △1,698</p> <p>《※国の1次補正》 当初予算計上分の事業費確定に伴う減額等及び国の補正予算による事業追加分の事業負担金を補正するもの。</p> <p>（増減内訳） ①国直轄事業「水深14m航路 水深12m岸壁改良等」△121,432千円 ②国直轄事業「大築島南地区土砂処分場」40,716千円 ③重点港湾改修事業「大築島北地区土砂処分場」8,640千円 ④港湾改修事業 10,000千円 ⑤港湾海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業 △6,350千円 ⑥船舶航行安全対策調査 1,728千円 【当初計上分計】△66,698千円 ⑦国直轄事業「水深14m航路整備等」65,000千円 【補正分計】65,000千円</p> <p>繰越明許費 関係機関との協議において不測の日数を要したこと、支障物件の移転協議に不測の日数を要したこと、工事資材の搬入に伴う工程調整等に不測の日数を要したことなどから、年度内の完了が困難となったため。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物 耐 震 診 断 事 業</td> <td>11,067</td> </tr> <tr> <td>道 路 維 持 事 業</td> <td>52,800</td> </tr> <tr> <td>市 内 一 円 道 路 改 良 事 業</td> <td>83,564</td> </tr> <tr> <td>橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>南 部 幹 線 道 路 整 備 事 業</td> <td>63,781</td> </tr> <tr> <td>八 の 字 線 道 路 整 備 事 業</td> <td>65,320</td> </tr> <tr> <td>八 千 把 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業</td> <td>55,496</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物 耐 震 診 断 事 業	11,067	道 路 維 持 事 業	52,800	市 内 一 円 道 路 改 良 事 業	83,564	橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業	10,200	南 部 幹 線 道 路 整 備 事 業	63,781	八 の 字 線 道 路 整 備 事 業	65,320	八 千 把 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	55,496	<p>市債 (90%・100%) △5,600</p>
事 項	限 度 額																		
要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物 耐 震 診 断 事 業	11,067																		
道 路 維 持 事 業	52,800																		
市 内 一 円 道 路 改 良 事 業	83,564																		
橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業	10,200																		
南 部 幹 線 道 路 整 備 事 業	63,781																		
八 の 字 線 道 路 整 備 事 業	65,320																		
八 千 把 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	55,496																		

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源										
【消防費】	0	<p>繰越明許費 簡易水道事業特別会計の西部地区統合簡易水道整備事業の事業繰越に伴い、一般会計から負担することとなっている消火栓設置（3基分）に係る経費についても繰越が必要となるため。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 防 施 設 整 備 事 業</td> <td>900</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		消 防 施 設 整 備 事 業	900			
【繰越明許費】		単位：千円											
事 項	限 度 額												
消 防 施 設 整 備 事 業	900												
【教育費】	27,857	<p>【経済対策】八代妙見祭普及展示事業（創生加速化） 951 <u>（博物館）</u></p> <p>《※国の1次補正》 八代妙見祭に出される笠鉾本蝶燕について、「笠鉾大解剖！2～しゃれた町印・本蝶燕（仮称）」と題し、その構造と装飾について紹介し、ユネスコ無形文化遺産を契機とする市民の郷土理解促進と観光PRにつなげるもの。</p> <p>日程：平成29年2月3日～3月20日 場所：八代市立博物館未来の森ミュージアム 特別展示室 内訳：印刷製本費（ポスター・チラシ）：402千円 運搬料（作品輸送・展示・撤去作業）：300千円 等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八 代 妙 見 祭 普 及 展 示 事 業 （ 創 生 加 速 化 ）</td> <td>951</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		八 代 妙 見 祭 普 及 展 示 事 業 （ 創 生 加 速 化 ）	951		951	使用料 480 国庫支出金 (10/10) 471
【繰越明許費】		単位：千円											
事 項	限 度 額												
八 代 妙 見 祭 普 及 展 示 事 業 （ 創 生 加 速 化 ）	951												
		<p>【経済対策】無形文化遺産等活用事業（創生加速化）（文化振興課） 30,149</p> <p>《※国の1次補正》 国の補正に伴い「地方創生加速化交付金」の活用事業として実施するもの。 （事業内容） 本市に伝承される多様な民俗文化財の保存継承並びにそれらを活用した観光誘客の促進を図る。特に、ユネスコ無形文化遺産の登録を控えた「八代妙見祭」を活用した関連PRを行い、更なる誘客を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八代妙見祭とユネスコ無形文化遺産登録PR事業 <ul style="list-style-type: none"> ①ユネスコ登録PR事業：1,300千円 シンポジウム開催、パンフレット作成 ②妙見祭臨時観覧席拡充：1,600千円 実行委員会補助、臨時観覧席設置 ③ARを活用した町歩きの仕事みづくり：1,000千円 AR用パンフレット作成、動画作成等 ④誘客促進活動：2,793千円 ⑤祭礼絵巻複製制作事業：3,500千円 ⑥全国山鉾屋台保存連合会総会開催支援：2,000千円 実行委員会補助 等 ・無形民俗文化財の保存事業 <ul style="list-style-type: none"> ①祭や民俗芸能の記録映像化：5,412千円 ②民俗芸能公開の機会創出：500千円 等 ・観光ガイド支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ①やつしる観光ガイド協会支援：2,800千円 ・文化財保存整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ①妙見祭笠鉾等の修理：5,000千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無 形 文 化 遺 産 等 活 用 事 業 （ 創 生 加 速 化 ）</td> <td>30,149</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		無 形 文 化 遺 産 等 活 用 事 業 （ 創 生 加 速 化 ）	30,149		30,149	国庫支出金 (10/10) 30,149
【繰越明許費】		単位：千円											
事 項	限 度 額												
無 形 文 化 遺 産 等 活 用 事 業 （ 創 生 加 速 化 ）	30,149												

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源															
		<p><u>市内城跡保存管理事業（文化振興課）</u> △ 3,243 立木補償金：△3,243千円</p> <p>※古麓城跡に所在する国有林部分を国史跡として追加指定するため、平成23年度から熊本南部森林管理署及び九州森林管理局と協議を行ってきた結果、平成25年度の協議において、平成26年度に立木調査を実施し、平成27年度に立木補償を行うこととしていた。 しかし、今年度になり、国の事務手続き上、史跡指定後に立木補償を受けるとの連絡があったことにより、年度内の立木補償の事務執行が困難となったため、減額するもの。 なお、文化庁による追加指定は行われる予定である。</p>																
【災害復旧費】	0	<p><u>繰越明許費</u> 農業施設災害復旧事業については、東町農道災害復旧工事において、指名競争入札で全業者が辞退し入札不調となったことから、工事の品質確保に必要な期間を考慮すると年度内の工事完了が不可能となったため。また、林道施設災害復旧事業については残土処理計画に変更が生じ不測の日数を要したため。なお、道路橋梁施設災害復旧事業については、関係機関との協議に、不足の日数を要したこと、工事に伴う迂回路確保のための地元調整に不測の日数を要しことから、年度内の完了が困難となった。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th style="text-align: right;">単位：千円</th> </tr> <tr> <th colspan="2">事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4,686</td> </tr> <tr> <td>林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4,200</td> </tr> <tr> <td>道 路 橋 梁 施 設 災 害 復 旧 事 業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24,700</td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項		限 度 額	農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業		4,686	林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業		4,200	道 路 橋 梁 施 設 災 害 復 旧 事 業		24,700	
【繰越明許費】		単位：千円																
事 項		限 度 額																
農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業		4,686																
林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業		4,200																
道 路 橋 梁 施 設 災 害 復 旧 事 業		24,700																
【諸支出金】	14,000	<p><u>ふるさと八代元気づくり応援基金事業（財政課）</u> 14,000 寄附総額の増額に伴い、基金への積立金が不足するため補正を行うもの。</p> <p>(補正後額) (補正前額) (補正額) 45,011千円 - 31,011千円 = 14,000千円</p>	寄附金	14,000														
合計	2,156,842																	

特別会計補正予算

(単位：千円)

会 計	補 正 額	主 要 事 項	特 定 財 源
国民健康保険	530,437	<u>療養給付事業（一般）（国保ねんきん課）</u> 「平成27年度一般被保険者療養給付費」の不足見込額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 10,287,987千円 - 10,133,807千円 = 154,180千円	154,000 一般会計 繰入金 56,497
		<u>療養給付事業（退職）（国保ねんきん課）</u> 「平成27年度退職被保険者療養給付費」の不用額を減額補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 409,224千円 - 489,460千円 = △80,236千円	△ 80,000
		<u>出産育児一時金事業（国保ねんきん課）</u> 「平成27年度出産育児一時金」の不足見込額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 80,220千円 - 76,020千円 = 4,200千円	4,200 一般会計 繰入金 2,800
		<u>後期高齢者医療支援金事業（国保ねんきん課）</u> 「平成27年度後期高齢者医療支援金」の確定により不足額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 2,111,687千円 - 2,108,245千円 = 3,442千円	3,442 一般会計 繰入金 3,442
		<u>高額医療費共同事業医療費拠出金事業（国保ねんきん課）</u> 「平成27年度高額医療費共同事業拠出金」の確定により不足額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 410,531千円 - 410,062千円 = 469千円	469
		<u>保険財政共同安定化事業拠出金事業（国保ねんきん課）</u> 「平成26年度保険財政共同安定化事業拠出金」の確定により不足額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 4,678,280千円 - 4,383,228千円 = 295,052千円	295,052
		<u>償還金事業（国保ねんきん課）</u> 「平成26年度療養給付費等負担金等」の実績確定により、超過交付額を国及び県へ返還するもの。 (国) 療養給付費等負担金 145,108千円 (国) 普通調整交付金 3,987千円 (国) 特定健康診査・保健指導負担金 1,186千円 (県) 特定健康診査・保健指導負担金 2,993千円	153,274

会 計	補 正 額	主 要 事 項	特 定 財 源				
介護保険	121,076	<u>介護給付一般事務事業（長寿支援課）</u> 平成28年8月からの介護保険制度改正に伴い、既存の「総合行政システム」の改修をおこなうもの。 総合行政システム改修委託：1,076千円	1,076 国庫支出金 538 (1/2) 一般会計 繰入金 538				
		<u>居宅介護サービス給付事業（長寿支援課）</u> 「平成27年度居宅介護サービス給付費」の不足見込額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 5,430,000千円 - 5,351,000千円 = 79,000千円	79,000 国庫支出金 22,262 (20%・ 8%) 県支出金 9,875 (12.5%) 一般会計 繰入金 9,875				
		<u>居宅介護サービス計画給付事業（長寿支援課）</u> 「平成27年度居宅介護サービス計画給付費」の不足見込額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 591,000千円 - 550,000千円 = 41,000千円	41,000 国庫支出金 11,554 (20%・ 8%) 県支出金 5,125 (12.5%) 一般会計 繰入金 5,125				
簡易水道事業	0	<u>繰越明許費</u> 施設の工事用地取得（寄付）については同意は得ているが、狭小地であり整備内容の検討に不測の日数を要したことから発注が大幅に遅れた。また、配管布設工については道路幅が狭く、既設給水管、汚水管、雨水管が混在しており、ルートの特定や設計に不測の日数を要したことから発注が大幅に遅れ、同じく年度内での完了が困難となったため。 【繰越明許費】 単位：千円 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂 本 地 区 建 設 事 業</td> <td>52,328</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	坂 本 地 区 建 設 事 業	52,328	
事 項	限 度 額						
坂 本 地 区 建 設 事 業	52,328						
診療所	2,624	<u>椎原診療所医療事業（健康福祉政策課）</u> 「平成27年度救急医薬品」の不足見込額を補正するもの。 (補正後額) (補正前額) (補正額) 15,624千円 - 13,000千円 = 2,624千円	2,624				
合計	654,137						